

仕様書

この仕様書は、「広島市立広島市民病院 人工呼吸器貸借（院内・単価契約）」について必要な事項を定めるものとする。

1 対象機器等

名称	設置場所
人工呼吸器	広島市立広島市民病院（広島市中区基町7番33号）

本契約における人工呼吸器とは以下のものをいう。

- (1) 使用する機器は、陽圧式人工呼吸器（コヴィディエン社人工呼吸器PB560）であること。
- (2) 診療報酬（処置料J045）が算定できるもの。
- (3) 付属品、呼吸回路、消耗品を含むものである。

2 貸与に関する留意事項

貸借人は、使用済み機器を再使用して貸与する場合は、感染防止のため必要な消毒及び滅菌等の処理をあらかじめ行った上で貸与すること。

3 支払い要件

貸借人は、別表に定める各履行期間満了後、各々の提出期限までに、賃借人に対して、履行確認書に物件の使用明細及び物件使用等を確認したことを証明する書類を添付したものを実施報告書として提出し、確認を受けた後、別表（貸借料）の区分に応じ、貸借料の支払いを請求することができる。

4 引き継ぎ業務

貸借人は、契約終了又は契約解除等により業務の受託者が変更になる場合、引継ぎ業務が円滑に行われるよう、新たな受託予定者に対して賃借人が指定する期間、引継ぎを行わなければならない。

5 その他

この仕様書に定めのない事項、または疑義を生じたときは、必要に応じて賃借人と貸借人とが協議して定めるものとする。

別 表（履行期間・提出期限）

回数	履行期間	提出期限
1	令和 6年 4月 1日から 令和 6年 4月30日まで	令和 6年 5月10日まで
2	令和 6年 5月 1日から 令和 6年 5月31日まで	令和 6年 6月10日まで
3	令和 6年 6月 1日から 令和 6年 6月30日まで	令和 6年 7月10日まで
4	令和 6年 7月 1日から 令和 6年 7月31日まで	令和 6年 8月13日まで
5	令和 6年 8月 1日から 令和 6年 8月31日まで	令和 6年 9月10日まで
6	令和 6年 9月 1日から 令和 6年 9月30日まで	令和 6年10月10日まで
7	令和 6年10月 1日から 令和 6年10月31日まで	令和 6年11月11日まで
8	令和 6年11月 1日から 令和 6年11月30日まで	令和 6年12月10日まで
9	令和 6年12月 1日から 令和 6年12月31日まで	令和 7年 1月10日まで
10	令和 7年 1月 1日から 令和 7年 1月31日まで	令和 7年 2月10日まで
11	令和 7年 2月 1日から 令和 7年 2月28日まで	令和 7年 3月10日まで
12	令和 7年 3月 1日から 令和 7年 3月31日まで	令和 7年 3月31日まで